

第3次千代田町地球温暖化防止実行計画



令和3年3月

群馬県 千代田町

目次

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

- 1 地球温暖化の現状とその影響 1
- 2 地球温暖化対策に関する取組み 1
- 3 旧実行計画の目標達成状況 2

第2章 基本的事項

- 1 計画目標 3
- 2 基準年度・計画期間・目標年度 3
- 3 対象範囲 4

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の二酸化炭素排出量 5
- 2 要因別の排出状況 5
- 3 削減目標 6

第4章 具体的な取組

- 1 エネルギー使用の抑制に係る取組み 7
- 2 省資源、リサイクルの推進に係る取組み 9
- 3 環境配慮建設工事の推進 10

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1 推進体制 12
- 2 点検体制 12
- 3 進捗状況の公表 12

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1 地球温暖化の現状とその影響

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は産業活動等により人為的に排出されている二酸化炭素等温室効果ガスの増加であることが明らかになっています。地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するためには温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」への移行が求められています。

2 地球温暖化対策に関する取組

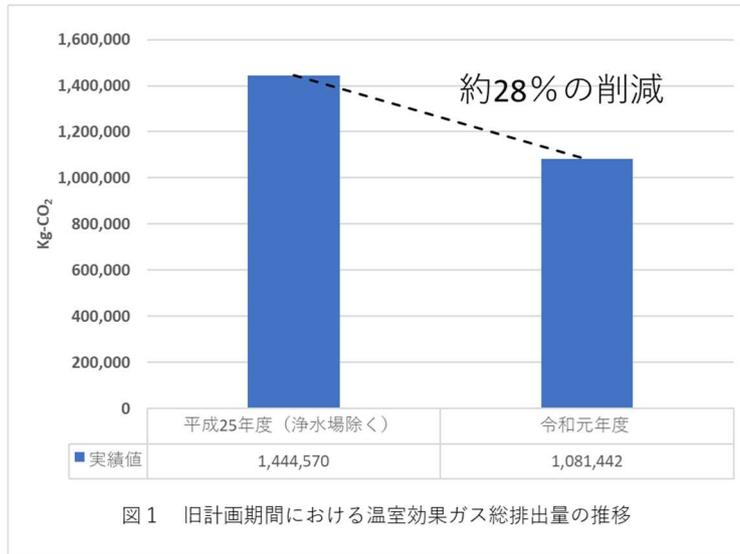
2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、2020年以降の温室効果ガスの排出削減等のための国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」の採択を受けて、日本は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標は、「日本の約束草案」を踏襲しており、2030年度に2013年度比で26%削減となっています。この目標を達成するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国、地方自治体、事業者、国民がそれぞれの役割を認識し、地球温暖化防止に向けた取組を推進していくことが求められています。

本町における「地球温暖化防止対策実行計画」の策定は、同法に基づく地方自治体の義務であり、町の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するためのものです。

3 旧実行計画の目標達成状況

旧実行計画では、排出削減目標「6.0%(平成25年度比)」を掲げ、平成27年度から令和2年度までを計画期間として排出削減に取り組んできました。基準年度(平成25年度)と令和元年度を比較した温室効果ガス総排出量の推移は図1のとおりです。なお、平成28年4月1日から本町含む近隣3市5町の上水道事業が統合(群馬東部水道企業団)されたことにより浄水場が集計対象でなくなったことを踏まえ、基準年度の総排出量から浄水場を除いた実績値を比較しております。



※令和2年度は未集計

※排出係数は第2次計画策定時(平成26年度)の数値で固定して算出

削減目標「6.0%」に対し、令和元年度の温室効果ガス総排出量は基準年度比で約28%削減し、目標を達成しています。目標達成の大きな要因としては、各施設のLED照明の導入が挙げられます。また、令和元年度の温室効果ガス総排出量は表1のとおりです。

表1 令和元年度における温室効果ガス総排出量の実態

		各数量	排出量 (kg-CO ₂)
電気の使用		1,448,060 (kwh)	728,374
燃料の使用	ガソリン	8,303 (ℓ)	301,010
	灯油	48,763 (ℓ)	
	軽油	1,541 (ℓ)	
	重油	50,000 (ℓ)	
	LPGガス	6,711 (m ³)	
コミュニティプラントによる処理		44,361 (m ³)	48,189
浄化槽によるし尿処理		1,493 (人)	2,429
自動車の走行		101,378 (km)	933
カーエアコンの使用		39 (台)	507
総排出量			1,081,442

第2章 基本的事項

1 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。本町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、一事業所として率先して温暖化の抑制の行動をおこし、国民の意識高揚を図るとともに地域全体の温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 基準年度・計画期間・目標年度

本計画は「日本の約束草案」にて、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年）比で26%削減する中期目標が決定されたことを踏まえ、基準年度を平成25年度とし、計画期間を令和3年度～令和12年度までの10年間とします。目標年度については、令和12年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、施設の追加や廃止など必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

3 対象範囲

1 対象とする施設

本計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。なお、指定管理者制度により、外部委託を実施している事務事業についても対象とします。ただし、地方公営企業や事務組合等に移管した組織や事務・事業は対象としません。

表2 対象施設一覧

施設名			
1	本庁舎（図書館含む）	1 0	西小学童クラブ
2	東こども園	1 1	コスメ・ニスト千代田町プラザ
3	西こども園	1 2	KAKINUMAアリーナ
4	保健センター	1 3	KAKINUMAアクア
5	公園	1 4	町民体育館
6	総合福祉センター	1 5	給食センター
7	自立支援サービスセンター	1 6	東小学校
8	陽だまり交流館	1 7	西小学校
9	東小学童クラブ	1 8	中学校

2 対象とする温室効果ガス

以下の4物質を目標設定の対象とします。

表3 対象温室効果ガス一覧

①	二酸化炭素 (CO ₂)
②	メタン (CH ₄)
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)
④	ハイドロフルオロカーボン (HFC)

3 対象とする活動

以下の表に記載の活動を目標設定の対象とします。温室効果ガスの発生に関するこれらの活動について、把握・削減に取り組むものです。

表4 対象活動一覧

活動項目	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC
燃料の使用（ガソリン等）	○			
電気の使用	○			
家庭用機器での燃料の使用	○	○	○	
自動車の走行	○	○	○	
コミュニティプラントによる処理		○	○	
浄化槽によるし尿処理		○	○	
カーエアコンの使用				○

第3章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1 基準年度の二酸化炭素排出量

本町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、2,006,347kg-CO₂です。なお、平成28年4月1日から本町含む近隣3市5町の上水道事業が統合(群馬東部水道企業団)されたことにより浄水場が集計対象でなくなったことを踏まえ、平成28年度以降に併せて基準年度についても浄水場を除いた総排出量を記しております。

表5 平成25年度(基準年度)における温室効果ガス総排出量の実態

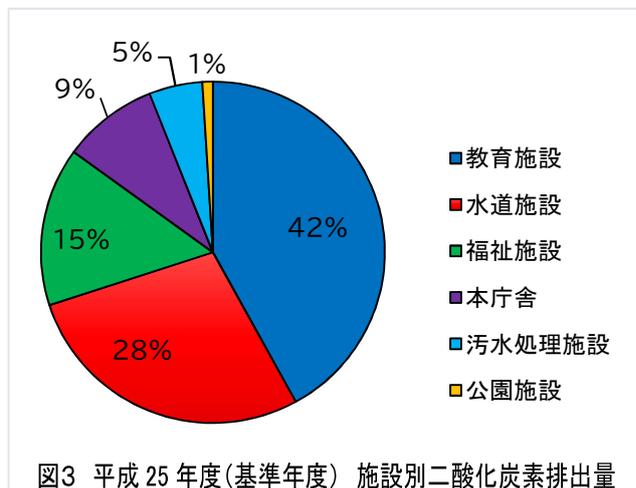
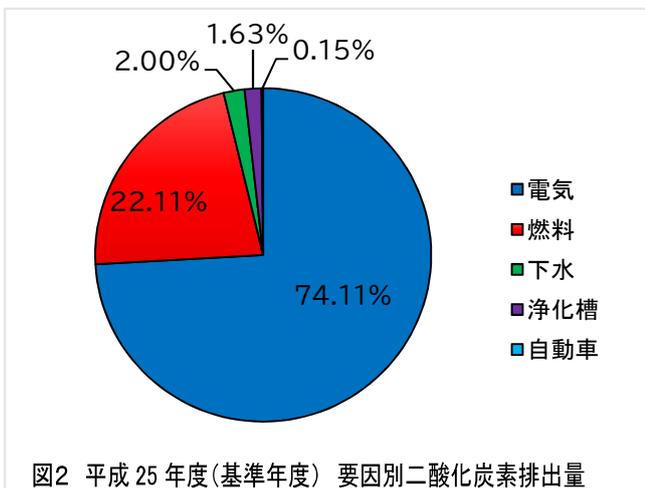
		各数量	排出量 (kg-CO ₂)
電気の使用		2,805,571 (kwh)	1,486,953
燃料の使用	ガソリン	22,253 (ℓ)	443,695
	灯油	52,395 (ℓ)	
	軽油	4,080 (ℓ)	
	重油	94,402 (ℓ)	
	LPGガス	8,480 (m ³)	
コミュニティプラントによる処理		36,975 (m ³)	40,166
浄化槽によるし尿処理		1,673 (人)	32,653
自動車の走行		287,799 (km)	2,282
カーエアコンの使用		46 (台)	598
総排出量			2,006,347
総排出量(浄水場除く)			1,444,570

※第2次計画対象の21施設分

2 要因別の排出状況

基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の約74%を占め、次いで燃料の使用が約22%となっています。

また、施設ごとの二酸化炭素排出状況としては、教育施設が全体の42%を占め、水道施設が28%、福祉施設が15%となっています。



3 削減目標

「日本の約束草案」にて、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量を基準年度である平成25年度(2013年度)比で26%削減する中期目標が設定されています。本町では図1のとおり令和元年度に約28%の削減を達成していることから計画の最終年度である令和12年度の温室効果ガスを基準年度比で34%削減することを目標とします。

第1次計画及び第2次計画の削減目標が6%だったことから本計画においても令和元年度比で6%にあたる削減目標とします。

基準年度排出量（浄水場除く） 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 令和12年度
1,444,570 kg-CO ₂	34%	953,416 kg-CO ₂

第4章 具体的な取組

1 エネルギー使用の抑制に係る取組み

<p>電気使用量抑制のための行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器の管理を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議室、倉庫、印刷室、トイレ、給湯室等の未使用時は消灯する。 ・昼休みは支障のない範囲で消灯する。 ・時間外勤務の場合、必要な箇所のみ点灯し、他の場所は消灯する。 ・支障のない範囲で照明点灯箇所を削減する。（間引き点灯など） ・ノー残業デー（毎週月曜日、木曜日）を徹底する。 ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。 ○事務機器の省エネ管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・1時間以上パソコンを使用しない時は電源を切る。 ・待機中も電力を消費する電化製品の主電源は切る。 ・退庁時は原則、電源のコンセントを抜くか、エコタップを使用する。 ○エレベータの使用抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・荷物の運搬時等必要最低限とし、階段を利用する。 ○エネルギー消費効率の高い製品の購入・更新 <ul style="list-style-type: none"> ・OA機器、蛍光灯器具、冷蔵庫、テレビ、エアコン等の新規購入、買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い製品を選択する。 ・LED等省エネ型照明機器への転換を推進する。 ・清涼飲料用自動販売機の設置・入れ替えにあたっては、できる限り省エネ型のものとする。
<p>空調機器の管理を徹底する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空調機器の運転時間は、次のとおりを基本とし、節電に努める。 午前8時30分～午後5時15分（窓口延長日：～午後7時30分） 時間外の会議や選挙等で使用する場合は、節電に努めながら使用する。 ○空調の吹き出し口の前や上には、障害物を置かない。 ○フィルターは定期的に清掃を行う。 ○緑のカーテンの設置を推進する。 ○ブラインドやカーテンを併用し空調を効率的に利用する。 ○冷房は原則、28℃に設定する。 ○定期的な点検を実施し、補修が必要な場合は早期に行う。

	○クールビズ・ウォームビズを徹底する。
ガス使用量抑制 のための行動	○湯沸器の使用 ・無駄のないよう使用し、使わない時は必ず火種を消す。
水使用量抑制の ための行動	○日常的な節水を励行する。 ・水を出しっぱなしにせず、こまめに蛇口を開閉する。 ○節水型製品を導入する。 ・洗濯機等の新規購入、買い替えにあたっては、節水型の製品を選択する。 ・節水型トイレの導入に努める。
灯油使用量抑制 のための行動	○灯油ストーブやファンヒーターの使用は、人がいない場合は消したり、状況に応じて火力を抑えたりするなど、灯油の節約に努める。 ○定期的な点検を実施し、補修が必要な場合は早期に行う。
ガソリン使用量 抑制のための行 動	○公用車利用を抑制する。 ・近距離の場合は、自転車や徒歩での移動に努める。 ・業務上可能な場合は、相乗りを励行する。 ○経済的な運転を徹底する。 ・定期的にタイヤの空気圧調整、黒煙排出状況の点検をする。 ・不要な荷物を常時搭載して走行せず、燃費の向上に努める。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・暖気運転は必要の範囲内で行う。 ・経済速度で走行する。(一般道：40～60km/h、高速道：80km/h) ・駐停車中の不必要なアイドリングは行わない。 ○運行記録の記入を徹底する。 ○新規購入、買い替えにあたっては、車両の小型化や低燃費・低公害車を優先する。

2 省資源、リサイクルの推進に係る取組み

<p>紙の使用量抑制のための行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷やコピーは原則として両面コピー、両面印刷とする。 ○Eメール、掲示板等の活用により、紙の使用量を減らすように心がける。 ○会議資料等は簡素化する。 ○資料等、簡易な修正は、二本線で修正するなどして「見え消し」対応をする。 ○課内で複数の職員が同じ資料を保有しないよう、共有化する。 ○使用済み用紙、ミスコピー用紙の再利用にあたってはスタンプを押し、裏面を活用する。(個人情報、外部に出してはならない情報が記載されている用紙は除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・各課局において裏面利用用紙の箱等を用意し、分別して再利用する。 ○コピー用紙使用量を把握するため、数量を記帳する。 ○封筒は、郵送用に限って使用するよう努める。 ○使用済み封筒は、再利用するよう心がける。
<p>廃棄物の減量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て容器の自粛 <ul style="list-style-type: none"> ・紙コップやナイロン製の使い捨てコップ等の使用を自粛する。 ○ごみ箱は可能な限り削減し、ごみの減量に努める。 ○外部からの持ち込み量を抑制する。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の官公庁、団体等からのポスター、リーフレット等の送付については、所要量を超えた受け入れをしないよう努める。 ・チラシ類を配布する業者に対して、チラシ類の枚数は課局あるいは出先機関単位とするよう協力を求める。 ・備品等の購入時、梱包材や包装紙は、できる限り納入業者に引き取ってもらうよう努める。 ○可燃ごみの排出量を把握するため、排出時には必ず計量を行う。
<p>リサイクル推進のための行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○古紙類 <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙、ダンボール、雑誌(チラシ)、印刷用紙(個人情報が記載されているもの等を除く)、封筒、ポスター、名刺等のその他の紙類は資源ごみとしてリサイクルに出す。 ・個人情報が記載されている用紙類は、シュレッダーを使用し、資源ごみとしてリサイクルに出す。 ○飲料容器 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食用ガラスビン、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶は分別し、資源

	<p>ごみとしてリサイクルに出す。なお、ビンやボトルのフタとラベルは外し、中をきれいに洗ってから出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製のフタとラベルは、「プラスチック製容器包装類」としてリサイクルに出す。 ・金属製品や小型家電は資源ごみとしてリサイクルに出す。 <p>○プラスチック製容器包装類</p> <p>マークが付いている容器包装類は分別し、きれいに洗ってから資源ごみとしてリサイクルに出す。</p> <p>○その他、ごみの分別方法は、ごみカレンダーの項目を参考とし、リサイクルを推進する。</p>
--	---

3 環境配慮建設工事の推進

建設副産物対策	<p>○再資源化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、混合廃棄物の再資源化を促進する。 <p>○再生品の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生アスファルト、再生砕石（クラッシャーラン）等の再生資源の利用を促進する。 <p>○建設副産物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事において発生する建設発生土及び建設廃棄物については、排出量を把握・管理するとともにその減量・リサイクルの推進に努める。
周辺環境対策	<p>○騒音・振動、排気ガスの抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の施工にあたっては、近隣住民への工事内容の周知を徹底する。 ・建設工事の施工にあたっては、車両台数の抑制や低騒音型の建設機械の使用、防音シートの設置等、排気ガス、騒音・振動の抑制に努める。 ・適切な防塵対策を行うことにより、周辺環境の保全に努める。
省資源・省エネルギーに関する取組	<p>○省エネルギー型建築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の整備・改修にあたっては、省エネルギー型製品を使用し、設備機器の省電力化を進める。 <p>○自然エネルギー等を活用した設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備にあたっては用途・規模・立地条件等を考慮してトップライトの採光や自然採光、自然通風の利用に配慮する。

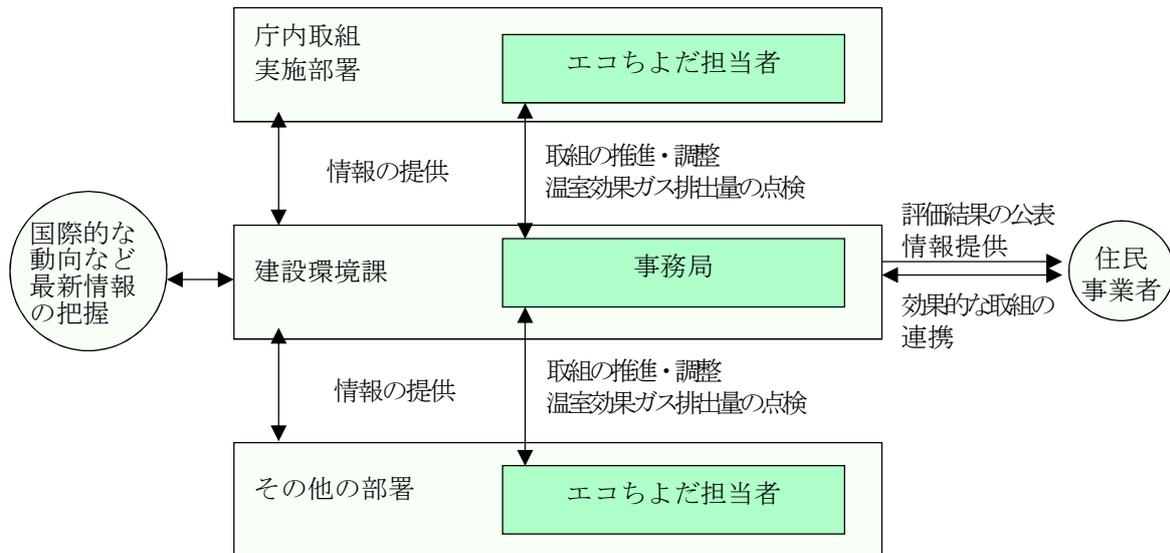
	<ul style="list-style-type: none">○深夜電力の活用等<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて深夜電力利用機器を導入する。○節水器具等の導入<ul style="list-style-type: none">・町有施設の水道、トイレ等への自動水栓、感知式洗浄弁、擬音装置等の導入を進める。
--	--

第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1 推進体制

建設環境課を事務局として、各部署の温暖化対策の実行に関する具体的な内容について検討を行うとともに、全職員を対象にごみの減量化等を推進するエコちよだ事業に取り組めます。また、国際的な動向など最新情報の把握を行うとともに、職員等への情報の提供、住民及び事業者に対する評価結果の公表や効果的な取組の連携をすすめます。

図2 推進体制フロー



2 点検体制

各部署内に地球温暖化対策等の推進に関わる環境対策担当者を定め、「事務局」は、各部署の環境対策担当者から定期的に進捗状況の把握を行い、点検・評価を行います。

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況や直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回を目安にホームページ等により公表します。

公表する内容は、温室効果ガスの総排出量及び計画の達成状況とします。

